

## 福島県消費者基本計画(第2期)の策定について

令和7年3月25日

消費生活課

### 1 計画策定の趣旨・経緯

地方消費者行政の充実・強化に向け、令和2年4月1日に策定された消費者庁の地方消費者行政強化作戦2020において、「地方版消費者基本計画の策定」が政策目標の1つとして掲げられたことから、本県においても、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応するため、令和4年度に、国の第4期消費者基本計画を参考とした福島県消費者基本計画(第1期)を策定した。

現行計画は、令和7年度を終期とすることから、令和8年度以降の本県の消費者施策を推進するため、国の第5期消費者基本計画(令和7年度から令和11年度までの5年間)を参考とした福島県消費者基本計画(第2期)を策定する。

### 2 策定に当たっての考え方

県消費者基本計画(第2期)は、現行計画と同じく、「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づく内容とするとともに、国の基本方針を踏まえて策定する「消費者教育推進計画」を兼ねるものとする。

策定については、現行計画を基に、国の第5期消費者基本計画を参考に骨子案(別紙)、素案及び計画案を作成する。

### 3 計画期間

県の最上位計画である福島県総合計画(令和4年度から令和12年度までの9年間)の後半期間に合わせて、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

### 4 県消費者基本計画(第2期)策定に向けたスケジュール(案)

- |         |   |
|---------|---|
| 令和7年3月  | 県消費生活審議会及び県消費者教育推進地域協議会を书面開催し、骨子案について審議及び協議 |
| 令和7年9月  | 県消費生活審議会及び県消費者教育推進地域協議会で素案を審議及び協議           |
| 令和7年10月 | パブリックコメント                                   |
| 令和7年12月 | 県消費生活審議会及び県消費者教育推進地域協議会で計画案を審議及び協議          |
| 令和8年3月  | 計画策定・公表                                     |